

身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年(1987年)4月1日四国旅客鉄道株式会社公告第4号）の一部を次のように改正し、2026年3月14日から施行します。

現 行	改 正
<p data-bbox="591 244 667 272">(前略)</p> <p data-bbox="159 331 286 360">(取扱区間)</p> <p data-bbox="143 371 1111 448">第5条 身体障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="174 459 1111 576">(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互区間とする。 ただし、身体障害者が普通乗車券によって単独で乗車船する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。</p> <p data-bbox="577 632 680 660">(以下略)</p>	<p data-bbox="1585 201 1662 229">改 正</p> <p data-bbox="1585 244 1662 272">(前略)</p> <p data-bbox="1153 331 1281 360">(取扱区間)</p> <p data-bbox="1137 371 2105 448">第5条 身体障害者及び介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="1169 459 2105 576">(1) 乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によって単独で乗車船する場合は、営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。</p> <p data-bbox="1603 632 1706 660">(以下略)</p>